

UNION PRESS

埼玉大学教職員組合 No.3(2022年7月号)

労使懇談会報告

2022年5月30日(月)および7月4日(月)に労使懇談会を実施しました。

組合員向けメールでは、5月30日の労使懇談会報告をお伝えしていましたが、改めてユニオンプレスでもお伝えします。人事課より人事院勧告(R4.4.13 改正給与法公布)に伴い、関係規則に一部改正を必要とするため、5月30日に労使懇談会の開催をよびかけられ、過半数代表とともに組合執行部も参加しました。そこでは、期末手当の年間支給割合を2.55月分から2.40月分に改定する給与規則の改正を2022年6月1日から適用したい旨の説明がありました。人事課より示されたモデルケースでは、年間のボーナスが准教授で91,590円、教授で109,225円引き下げられるとしています。なお、非常勤職員については適用されません。

5月30日の労使懇談会では組合参加者を中心に、国立大学法人の教職員は人事院勧告が人事制度に適用されるものではないこと、給与引き下げは最後の手段であり、給与引き下げを回避すべくその他様々な経営努力をする義務が法人側にあること等を主張しました。法人側が持ち帰って検討することで5月30日の労使懇談会は終了しました。

6月7日(火)に人事課より組合に、2022年度6月分のボーナス引き下げは見送り、12月分からの引き下げを考えていると連絡がありました。組合としては6月分見送りについて了承し、12月分以降の労使交渉を継続する旨、申し伝えておりました。ところが、人事課としては6月分の見送りをもって組合とも合意したと考え、過半数代表への意見聴取を6月24日を期限に進めていました。このため組合としては、12月分以降の扱いについて、過半数代表への6月24日締め切りの意見聴取の取り下げと労使懇談会開催の申し入れを行いました。人事課はこれを了承し、改めて7月4日に労使懇談会を実施する運びとなりました。

7月4日の労使懇談会では、組合参加者を中心に、2022年6月に日本経済団体連合会(経団連)が公表した「2022年夏季賞与・一時金 大手企業業種別妥結状況(加重平均)」によると、大手企業105社(従業員500人以上)における2022年夏のボーナス平均妥結額は、92万9259円と前年より13.81%も増えている状況や、インフレによって生活が苦しくなる中でのボーナス引き下げは組合員の生活上大きな影響があることを示しました。また、6月に公表された2021年度の大学財務諸表によると会計年度総利益が6億7500万円を越えていることから、経営側の努力によって12月分のボーナス引き下げも見送りできないか、見送らない場合は経営努力をもってしても見送れない財務状況上の根拠を示すよう求めました。

12月分からのボーナス引き下げについては、引き続き、労使懇談会を開くことで継続審議とすることとなりました。

この件に関してご意見・ご要望等ありましたら、組合までぜひお寄せください。

ランチ研修会実施報告およびアンケート調査



テーマ：「日本の職場におけるパワハラが生じる構造的問題－学問的知見から考える」

2022年、7月11日（月）にランチ研修会を実施しました。講師の内藤先生をお迎えし、オンラインによる講演会を行いました。参加者は37名で、オンラインでの参加者は3名、対面での参加者は34名でした。みなさんのご参加、そして、アンケート調査のご協力、感謝を申し上げます。アンケート調査の結果を一部抜粋し、報告をします。

Q1. 講演内容についての感想

- とても勉強になりました。特に、大学は複雑な職場環境で法律を上回る大学独自の規則を制定し対応すべきという点について、他企業の事例をお示しいただき参考になりました。
- ハラスメントの法改正について具体例を交えながら解説していただき、分かりやすかったです。
- パワハラに関連する法律等についても解説いただき、知識を深めることができました。役員・管理職の方々もぜひお聞きいただきたい内容だと思います。

Q2. ランチ研修会という形式についての感想

- 昼食の時間を有効活用できる、とても良い企画であると感じました。
- 組合費の還元の仕方としても良いと思いました。とても良かったです。皆さんともう少しお話しできたら、なお良いとおもいました。
- お弁当もいただけて時間を有効に使えますが、慌ただしく、途中で退席するのが後ろめたかった。

Q3. 今後の研修などで取り上げてほしいこと

- 効率的な仕事の進め方
- アカハラ、セクハラについても聴きたい。また、より一般的にマイノリティをめぐる問題状況
- 有期雇用職員の働き方に関する研修会、年俸制に関する研修会など
- パワハラの第2弾として、もっと具体例を挙げて、大学の日常に置き換えたパワハラの話を知りたいし、やってはいけないこと、注意することを教えて欲しい

Q4. そのほか、自由意見・感想

- 今回の研修内容（雇用管理上の措置義務が新設された法改正の部分を含め）学内に周知していただきたいです。
- 職員の方は業務に戻る時間が厳密なため、昼休み内に終わるようなスケジュール。

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255 第2生協1階

E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: <http://kumiai.client.jp/>

電話 : 048-853-5609 (内線) 3160 生協第2食堂・理髪店の奥